

令和8年6月定例会一般質問発言通告表

発言 順序	9	議席 番号	13	氏名	辻 村 岳 瑠 議員	1 / 3
発言項目		要 旨				答弁者
1	農地を守るための農地の活用について	<p>農林水産省の試算によれば、2030年までに基幹的農業従事者数は約176万人から約136万人へ、約40万人が離農する見込みである。これは主業農家だけの話である。水田を支えてきた兼業農家の高齢化はさらに顕著であり、その減少の全貌はまだ見えていない。主業は減り、兼業はさらに危うい。そして水田の多くは青地である。稲作は親から子へ受け継がれることで守られてきた。その連鎖が今、途絶えている。耕す人がいなくなっても、農地だけが残る。その現実が、今、始まっている。この認識を共有した上で、農地活用について伺う。</p> <p>令和7年、富士宮市への移住相談件数は449件。実際に移住につながったのは71世帯である。空き家の活用も進めているが、条件に合う物件が足りていない。需要はある、意欲もある、ただ、住む場所がない。市は農地の集積率の目標値を約80%に定めている。この80%を達成するために、残り20%をどう戦略的に活用するか。人口減少、高齢化、親から子への連鎖の崩壊という構造変化の中では、全体を守るために一部の使い方を変える、戦略的縮小の発想が必要ではないか。その20%をどう使うか。それこそが農地全体を守る議論の出発点だと考える。</p> <p>農地法、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）、都市計画法について、制度の内容は理解しているが、伺いたいのは制度論ではなく、政策論である。社会の構造が変化したとき、政策の議論を始め、制度を見直す。それが本来の姿ではないだろうか。制度疲労が起きていないだろうか。ただ、市の担当課がこの問いに制度論で答えることは、ある意味当然である。国の法律、県の上位計画、その階層構造の中で、市が単独で動ける範囲には限界がある。</p> <p>今日伺いたいのは、市としての政策の方向性である。耕す人の時間は限られている。制度を動かすには時間がかかる。今がその時間的ななほざまである。耕してきた人の意志を、次の世代へどうつなげられるか。以下、伺う。</p> <p>(1) 令和5年に農地取得の下限面積要件が撤廃された。この法改正を受け、富士宮市において農地取得の件数や新規就農者数に変化はあったのか。市の現状認識を伺う。</p> <p>(2) 農振除外は、要件を満たせば活用できる制度であり、実際に使われている。富士宮市において、農振除外の件数や活用についてはどのような状況であるか。市の現状認識を伺う。</p> <p>(3) 市の農業振興計画は農地の集積率80%を目標としている。現在の集積率を伺う。(1)で答弁いただいた農地取得や新規就農の動きを踏まえ、80%という目標の達成に現状のペースは追いついているのか。2030年という時間的制約がある中で、現行の取組だけで富士宮市の農地を持続的に守ることができると言えるのか。市の率直な認識を伺う。</p> <p>(4) (2)で答弁いただいた農振除外の取組を踏まえ、伺う。農振除外により耕作につながる動きは一定程度ある。しかし、そのペースで、集積率80%の目標を達成できると言えるのか。高齢化による耕作離れはその速度を上回るのでは</p>				市長 副市長 教育長 関係部長

令和8年6月定例会一般質問発言通告表

発言 順序	9	議席 番号	13	氏名	辻 村 岳 瑠 議員	2 / 3
発言項目		要 旨				答弁者
		<p>ないだろうか。今の制度の枠組みのままで、富士宮市の農地を持続的に守ることができると言えるのか。市の率直な認識を伺う。</p> <p>(5) (1)から(4)で答弁いただいた内容を踏まえ、現行の取組を進めながらも、高齢化の進行は集積目標の達成ペースを上回ると考える。その認識のもとで、農地を守るためには農地を活用していく発想が必要である。</p> <p>ただ土地利用構想図で産業共生振興地域と集落拠点地域という政策推進エリアに市が位置づけたとしても法的拘束力はなく、農地法、農振法、都市計画法の壁がある。また、市は県の上位計画に即さなければならない。市が単独で動ける範囲には限界がある。</p> <p>令和7年度、移住相談は449件、実際に移住につながったのは71世帯。378件の機会損失が、単年度だけでも起きている。人口が減り、農地を耕す人もいなくなっていく。県は、政策推進エリア内の農地を活用し、農地を守るという議論を市と始めようとしているのか。県からそうした働きかけや相談はあるのか。市街化調整区域の農地を政策的に活用する方法があるのかについて伺う。</p>				
2	不安をあおる時代への行政の対応について	<p>令和7年、富士山の景観をめぐる、富士山の麓に太陽光パネルが敷き詰められているかのように見える画像がSNS上で拡散し、大きな反響があった。この画像は誤解を与える可能性があり、市のイメージを損なうだけでなく、対応にあたった職員にとっても到底看過し得ない事態であった。</p> <p>こうした誤解を招く情報の拡散は、今回に限ったものではない。市政に関するさまざまな課題において、事実と異なる情報や誤解を生む内容が混在したまま広がるケースが、これまでも繰り返し見られてきた。単なるフェイクニュースの問題として個別に捉えるだけでは、十分な対応にはならないのである。</p> <p>その背後には、情報が拡散される際の構造的な特徴が存在する。不安をあおる内容が注目を集めやすく、対立が強調され、複雑な課題が単純化される。怒りや不満が結びつくことで支持が広がる。こうした情報の広がり方は、しばしばポピュリズム的な傾向として指摘されてきた。歴史を振り返れば、このような情報環境が民主主義の健全な議論を損なってきた例は少なくない。</p> <p>規模は異なるものの、富士宮市においても、SNS上で広がった誤解を招く情報が、市民の受け止め方や議論の前提に影響を与え、議場での熟議の内容が十分に伝わりにくくなる場面が見られ、民主主義の根幹である市政への理解形成に影響が及びつつあると感じている。</p> <p>また、誠実に職務に取り組む職員が、不確かな情報に基づく批判によって傷つけられることもある。これは、意図の有無にかかわらず、結果として行政への信頼を損なう要因となり得るものである。</p> <p>こうした状況は、単なる情報の問題にとどまらず、現代の情報環境に制度が十分対応しきれていない「制度疲労」の表れであると考えられる。二元代表制とは、議会と行政が対立する仕組みではなく、それぞれが民意を代表しながら議論を深め、政策を形成していく制度である。</p> <p>しかし、ポピュリストは情報を単純化し、対立を強調させる。</p>				市長 副市長 教育長 関係部長

令和8年6月定例会一般質問発言通告表

発言 順序	9	議席 番号	13	氏名	辻 村 岳 瑠 議員	3 / 3
発 言 項 目				要 旨		答 弁 者
				<p>そのため本来の熟議の価値は十分に伝わらず、対立構造だけが強調されてしまう。私自身も、強い言葉で対立を煽るような表現を使いたくなることが全くないとは言い切れない。しかし、それは、民主主義の健全な発展を阻害するものであると考える。自らへの戒めの意味も込めて、今回この問題を取り上げ、今後の市政運営に資する議論を深めたいと考え、以下伺う。</p> <p>(1) 最近、今回の事案のように、SNSを通じて誤解を招く情報が広がり、市民の市政への受け止め方に影響を与える場面が見られる。こうした状況について、市としてどのように理解しているのか伺う。</p> <p>また、SNS上で生じる誤解や不正確な情報による影響を最小限にし、政策意図を市民に適切に伝えていくために、行政としてどのような対応策や取組を検討しているのか併せて伺う。</p>		